

豊田市介護保険課補助事業に係る契約事務の基準

第1 趣旨

この基準は、「豊田市福祉施設防災・減災対策推進補助金交付要綱」及び「豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱」に係る契約事務を行う場合に遵守すべき事項を定めたものである。なお、施設等整備事業は、国、県及び市の公費が充当される事業であり、その執行の適正化が強く求められていることから、入札・契約に当たっては、市の入札・契約手続に準拠した取扱いをすることとし、この基準の定めに従って事業を執行しなければならない。

第2 契約までの手続き

1 提出書類及びスケジュール

- (1) 「豊田市福祉施設防災・減災対策推進補助金交付要綱」、「豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱」及び本基準に基づく提出書類並びにスケジュールについては、別に定める「豊田市への届出事項・届出時期（まとめ）」のとおり。ただし、必要に応じて、「豊田市への届出事項・届出時期（まとめ）」に記載のない書類の提出を求める場合がある。
- (2) 各要綱に基づく交付決定後に契約締結すること。

2 契約方法

(1) 入札・契約手続き

- ア 施設等整備事業「豊田市福祉施設防災・減災対策推進補助金交付要綱」及び「豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱」のうち、施設整備等の工事を伴う補助事業（以下「工事を伴う補助事業」という。）に係る契約手続きは、原則として、制限付き一般競争入札により実施すること。
- イ 工事が発生しない補助事業（以下「工事を伴わない補助事業」という。）については、随意契約により契約することができる。ただし、設置工事を伴うもので、1 物件当たりの設計金額が1 3 0 万円を超えるものは、工事を伴う補助事業とみなす。
- ウ 工事を伴う補助事業において、制限付き一般競争入札ではよりがたい特別の事情がある場合は、豊田市（以下「市」という。）の承認を受けた場合に限り、指名競争入札又は随意契約により契約することができる。
- エ 指名競争入札及び随意契約における業者選定基準は別表1及び別表2のとおりとすること。

(参考)

「制限付き一般競争入札」

公告により、一定の資格（最小限の条件設定）を有する不特定多数の者を競争に参加させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式

「指名競争入札」

資力・信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで競争に参加させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式

(2) 設計・監理業務委託については、下記のとおりとすること。

ア 法人における過去の実績のみで決定することのないようにすること。

イ 契約方法が随意契約の場合の委託業者は、理事会等において決定すること。

ウ 原則として、委託業務の着手年度において、第3項第2号に規定する条件を満たす事業者を選定すること。

3 契約事務（工事を伴う補助事業）

(1) 予定価格は設計監理業務を請け負う者（以下「設計業者」という。）の積算により決定することができる。また、積算内訳書には積算の根拠を明示すること。

(2) 入札参加等資格の決定

ア 入札に参加する又は見積徴収する業者（設計業者を含む。）に必要な資格は、理事会等で決定すること。なお、法人の代表者又は役員若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の代表者又は役員が特別の利害関係を有する者は入札に参加することはできない。

○入札に参加する又は見積徴収する業者（設計業者、下請業者を含む。）の資格として設定すべき条件

・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当していないこと。

・ 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。

・ 市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。

・ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第の規定による建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を始め、当該補助事業に関して、法令の規定により必要とされる許可登録等を有していること。

・ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、雇用保険法（昭和49年号外法律第116号）に基づく厚生年金保険及び厚生年金保険法（昭和29年号外法律第115号）に基づく雇用保険に加入している者であること（適用除外である者を除く）。

・ 設計業者及び随意契約による契約業者は、見積徴収日から契約決定日までに、その他業者は、入札の公告日から落札決定日までに、「豊田市入札参加停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

○上記条件ほか設定することが適当な要件の例

- ・過去に、社会福祉施設等の建設に伴う不正又はこれらに類する行為等に関与しておらず、入札参加者として適当であると認められる者であること
- ・入札に参加する業者の実績や従業員数、資本の額その他の経営規模及び状況に関する要件
(例 資本金〇〇円以上、従業者数〇〇名以上 等)
- ・入札に参加する業者の事業所の所在地に関する要件
(例 豊田市内に本店(本社)を有している等。)
- ・入札に参加する業者の社会福祉施設等の整備に係る工事についての経験及び工事を完工できる能力の有無に関する条件
(例 過去〇年以内において同規模の社会福祉施設の建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有する者、建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評定値〇〇点以上の者等)

イ 入札・契約事務の公正を確保するため、設計業者と請負業者の分離を徹底し、設計業者と資本・人事面で関係のある請負業者を入札に参加する業者から排除すること。

(3) 入札参加者の募集・公告

ア 制限付き一般競争入札を行うに当たっては、公告事項を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うこと。

イ 公告事項については、市の承認を受けた後に理事会等において決定すること。

○公告事項

- ・入札に参加する業者に必要な資格
- ・入札参加申請書の配布場所、提出先及び受付期間
- ・入札日時及び場所
- ・入札に付そうとする契約の内容（工事の概要等）
- ・公告の方法
- ・低入札価格調査制度における基準価格及び失格基準又は最低制限価格を設定していること（設定している場合のみ）
- ・その他必要な事項（一括下請の禁止等）

○公告方法

- ・新聞紙面で公告するとともに、法人のホームページ又は事務所玄関前への掲示を行うこと

○公告期間

- ・入札期日の前日から起算して少なくとも21日前までに公告を行うこと
- ・公示日から入札参加申込の提出期限までは、適切な期間を確保すること

(4) 入札参加資格の審査・決定

- ア 入札参加者は、資格審査を行った上で、市の承認を受けた後に理事会等で決定すること。
- イ 入札参加申込者のうち入札参加資格に適合する者は、すべて入札参加者として決定すること。
- ウ 別表2に定める業者数を入札参加者として選定できない場合は、資格要件又は設計内容を変更し、再募集を行うこと。

(低入札価格調査制度における基準価格及び失格基準)

- 低入札価格調査制度における基準価格及び失格基準は、「豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱」における「地域密着型サービス等整備助成事業」のうち、設計金額が5千万円以上の工事請負に係る契約に適用する。
なお、その他補助事業においても適用することができる。

- 低入札価格調査制度における基準価格は、予定価格（税抜き。以下同じ。）算出の基礎となった以下に定める額の合計額（その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 低入札価格調査制度における失格基準は予定価格算出の基礎となった以下に定める額の合計額（その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を下回るものとし、同基準のいずれかに該当する入札は、失格とする。
 - (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額を下回る場合
 - (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に

- 10分の8.5を乗じて得た額を下回る場合
 (3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、
 定価格算出の基礎となった現場管理費の額に
 10分の9を乗じて得た額を下回る場合
 (4) 入札価格の積算内訳である一般管理費の額が、
 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に
 10分の6.8を乗じて得た額を下回る場合

(最低制限価格)

- 最低制限価格は、「豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱」
 における「地域密着型サービス等整備助成事業」のうち、
 設計金額が5千万円未満の工事請負に係る契約に適用する。
 なお、その他補助事業においても適用することができる。
- 最低制限価格は、低入札価格調査制度における基準価格の算出
 と同様とし、最低制限価格を下回った入札は、失格とする。

(5) 予定価格等の決定

予定価格、基準価格、失格基準及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）
 は開札又は契約業者決定までの間、市を含め、外部に公表しないこと。

(6) 入札参加者に対する通知

入札参加者を決定した後、各入札参加者に対し、入札参加者に決定した旨を紙媒
 体又は電子媒体により通知すること。

(7) 入札参加者への説明

ア 談合を防止するため、各入札参加者を一堂に集めての現場説明会を行わず、
 個別に設計図書等（金額を除いたもの）を交付し、工事概要等を説明すること。

イ 入札参加者に対する工事概要等の説明事項については、市の承認を受けた後
 に、理事会等の議決をもって決定すること。

ウ 入札参加者からの質疑等は、紙媒体又は電子媒体で受け付けることとし、そ
 れに対する回答はすべての入札参加者に周知すること。なお、建設業法施行令
 （昭和31年政令第273号）第6条に基づき、入札参加者への説明から入札の
 実施までに十分な期間を設けること。

工事1件あたりの予定価格	見積期間	備考
500万円未満	1日以上	日曜・祝日、設計図書配布日、 入札日を除く。
500万円以上 5000万円未 満	10日以上（※）	
5000万円以上	15日以上（※）	

※やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り期間を短縮することができる。

○説明事項

- ・ 工事の名称、場所、概要、工期等
- ・ 設計図書
- ・ 入札を実施する日時及び場所
- ・ 入札に関する条件
 - ※入札の当日に、入札参加者から入札書のほか、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（別紙参考様式）を提示させる旨を指示しておくこと。
- ・ 入札結果の決定及び発表方法
- ・ 予定価格等の発表方法
- ・ 契約の内容
- ・ その他必要な事項
 - 補助事業の概要
 - 請負業者等からの寄付金の受領禁止
 - 工事費積算に算入してはならない項目（別に契約する非常通報装置等）等の指示

(8) 入札の実施

- ア 入札に際しては、法人の代表者以外に複数の役員を立ちあわせること。ただし、法人代表者以外の役員が1名以下の場合は、事業所管理者等の職員を立ちあわせること。
- イ 市の職員の立会いを求めること。
- ウ 設計業者等設計業務に精通した技術者の立会いを依頼すること。
- エ 封印してある予定価格等調書を入札場所に持参すること。
- オ 入札参加者から入札参加通知書の写しの提出を受けるとともに、代理人による入札の場合には委任状の提出を受け、入札参加者の確認をしたうえ、入札に関する注意事項を説明し、次の手順により入札を行うこと。
- (ア) 各入札参加者から入札書及び入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書の提出を受け、開札と同時に内容をチェックする。
- (イ) すべての入札参加者による入札が終了した後、直ちに当該入札場所において、すべての入札参加者の立会いの下で開札し、法人の入札執行担当職員が入札金額を読み上げる。
- (ウ) 予定価格等調書に記載された予定価格等との照合を行う。
- (エ) 予定価格等の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った業者を落札者として決定し、発表する。

カ 次の場合は、入札無効とする。

- ・ 基準価格を設けた場合において、基準価格を下回る入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、基準価格を下回る入札を行った者から事情聴取等の調査を行う。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、当該入札者を落札者とし、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定する。なお、調査項目は以下のとおり。

○調査項目

- ・ 失格判断基準による判断
- ・ その価格により入札した理由
(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収)
- ・ 手持工事の状況
- ・ 手持資材の状況
- ・ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ・ 労務者の具体的供給見通し
- ・ 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- ・ 経営状況 (必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会)
- ・ 信用状態 (建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、
下請代金の支払遅延状況等)
- ・ その他必要な事項

- ・ 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った入札は無効とし、予定価格の制限内で最低制限価格以上の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とする。
- ・ 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・ 所定の日時 (入札開始宣言) までに、所定の場所に到達しない入札
- ・ 入札に際して談合等による不正があった入札
- ・ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・ 記名のない入札
- ・ 入札書の記載事項が確認できない入札
- ・ 入札書の金額表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・ 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・ 入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した
又は不備のある入札

(9) 入札結果の報告・公表

ア 入札を実施した後、速やかに入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆の署名とともに、入札結果を市に報告すること。

イ 法人において、入札結果を一般の閲覧に供すること。なお、市においても一般の閲覧に供する。

(10) 契約の締結

ア 工事請負契約の締結は、理事会等の議決後速やかに行うこと。

イ 請負業者に、一括下請は承諾しない旨を通知すること。

(11) 談合情報への対応

補助事業者が、入札についての談合情報に係る通報を受けた場合には、愛知県が社会福祉施設整備に係る契約事務の基準で定める「社会福祉施設整備に係る談合情報対応マニュアル」に基づき対応をすること。この場合において、同マニュアルのうち愛知県に関する記述は豊田市に関する記述として取り扱うこととする。

4 契約事務（工事を伴わない補助事業）

(1) 予定価格の設定

予定価格は1者以上の参考見積により決定することができる。

(2) 契約業者の資格の決定

ア 随意契約による契約業者に必要な資格は、市の承認を受けた後に、理事会等で決定すること（随意契約による契約業者は、見積徴収日から契約決定日にまでに、「豊田市入札参加停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。）。なお、法人の代表者又は役員若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の代表者又は役員が特別の利害関係を有する者は入札に参加することはできない。

イ 入札・契約事務の公正を確保するため、設計業者と請負業者の分離を徹底し、設計業者と資本・人事面で関係のある請負業者を入札に参加する業者から排除すること。

(3) 契約の締結

徴収した見積書から予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって業者を落札者として決定し、発表する。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、最低制限価格又は基準価格を設けたときは3（8）のとおり。

第3 適正な工事監理の実施

工事の適正な実施を確保するため、補助事業者は、工事監理者に対し適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

第4 中間検査・完了検査の実施

市は、工期の竣工時点において実地検査を実施する。完了検査では実績報告どおりの施工が行われていること及び建築基準法や消防法等他法令による許可の状況等を確認する。なお、市は、必要に応じて、工事の進捗等を確認するため中間検査を実施することができる。

第5 経過措置

令和6年3月31日以前に、市に対して補助協議を行っていた工事を伴う補助事業のうち、令和6年4月1日時点で、当該事業に係る契約手続きが完了していない事業については、指名競争入札により契約することができる。

第6 その他

- (1) この基準に定めのない事項については、関係法令等によるほか市が行う契約事務の方法に準じて取り扱うこととする。
- (2) 補助事業者が、契約事務を行うにあたりこの基準の定めによりがたい事項があるときは、補助事業者はその理由を示して市と協議しなければならない。この場合において市が適当と認める場合は、市が認める範囲内において、補助事業者はこの基準の定めによらないで契約事務を行うことができる。
- (3) 豊田市建設技術管理連絡会が定める「公共工事における環境配慮指針」を参考にし、計画・設計段階において、自然環境の保全、緑化の推進、省資源・省エネルギー対策、環境の少ない製品の使用推進、有害物資対策等について配慮するとともに、施工段階においても、環境保全対策及び建設副産物対策等についての取組みを強化し、環境への負荷を低減していくことに努めること。

附 則

この基準は、令和6年4月1日以後に整備を行う事業から適用する。

別表 1

指名競争入札及び随意契約における業者選定の地理的条件基準

優先順位として、①豊田市内本店業者 ②豊田市内支店事業者
③愛知県内本店業者 ④愛知県内支店業者 ⑤愛知県外本店業者の順とする。

別表 2

入札における必要応札者数及び随意契約時における見積徴収の業者数基準表

(1) 工事を伴わない補助事業 2者以上

(2) 工事を伴う補助事業

設計金額	指名数
1,000万円未満	2者以上
1,000万円以上 5,000万円未満	
5,000万円以上 1億円未満	3者以上
1億円以上	